平成２５年（フ）第２７号
長野市神明43番地１
債務者　酒井　功市
１　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中嶋　慎治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月13日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４４号
佐賀県小城市三日月町長神田2279番地１大寺コーポ101号
債務者　納富　輝俊
１　決定年月日時　平成25年３月５日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山口　茂樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月13日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７０号
鹿児島県垂水市牛根境1365、住民票上の住所宮崎県都城市高崎町江平1511番地４
債務者　上村　和弘
１　決定年月日時　平成25年３月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上釜　明大
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月12日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１９号
秋田市広面字碇81番地１　コーポ石川207
債務者　千田　和宏
１　決定年月日時　平成25年３月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２８号
秋田市茨島６丁目８番５号　市営住宅20号
債務者　川口ヨシ子（旧姓本間）
１　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３２号
秋田市泉中央４丁目29―１　フルハウス３―201号室、住民票上の住所秋田市広面字板橋添40番地27
債務者　田中　健太
１　決定年月日時　平成25年３月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３７号
茨城県桜川市岩瀬783番地　丸仲団地８号
債務者　藤澤　正巳
１　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４０号
茨城県水戸市内原町827番地の１
債務者　戸井田　衞
１　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４８号
茨城県桜川市明日香４丁目41番地　ナカタコーポ１―Ｂ
債務者　宮本　和子
１　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４９号
茨城県東茨城郡城里町大字石塚874番地の３池の内団地Ａ―105
債務者　高堀　なみ
１　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第５１号
茨城県水戸市柳町１丁目９番５号　エクルーズヴィラ201号
債務者　関根　博貴
１　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第５９号
茨城県那珂市戸崎1786番地３　ユーキハイツ２、前住所茨城県那珂市中台696番地７
債務者　佐藤　敏男
１　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第６６号
茨城県ひたちなか市大平３丁目14番21号
債務者　小松崎丈年
１　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１５号
群馬県太田市大原町40番地46　ハピネスハイツ201号、前住所群馬県太田市飯塚町1344番地１
債務者　岩﨑　一博
１　決定年月日時　平成25年３月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第３１号
富山県小矢部市埴生4550番地４　御殿山ヒルズ202号室
債務者　橋本　　修
１　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第４９１号
金沢市久安３丁目144番地
債務者　松寺美和子
１　決定年月日時　平成25年３月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
金沢地方裁判所